

目次

○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）【第一条関係】	1
○ 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）【第二条関係】	36
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）【第三条関係】	38
○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令（平成十年政令第三百六十三号）【第四条関係】	40
○ スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）【第四条関係】	40
○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）【第五条関係】	41
○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）【第六条関係】	42
○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）【第七条関係】	43
○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）【第八条関係】	44
○ 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）【第九条関係】	45
○ 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）【附則第二項関係】	46

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 秘書官（第一条）</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等（第二条―第 十條）</p> <p>第二款 特別な職の設置等（第十一条―第十三条）</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 大臣官房（第十四条―第二十三条）</p> <p>第二目 生涯学習政策局（第二十四条―第三十一条）</p> <p>第三目 初等中等教育局（第三十二条―第四十三条）</p> <p>第四目 高等教育局（第四十四条―第五十三条）</p> <p>第五目 科学技術・学術政策局（第五十四条―第五十九条）</p> <p>第六目 研究振興局（第六十条―第六十六条）</p> <p>第七目 研究開発局（第六十七条―第七十四条）</p> <p>（削る）</p> <p>第三節 審議会等（第七十五条―第七十九条）</p> <p>第四節 施設等機関（第八十条―第八十二条）</p> <p>第二章 外局</p> <p>第一節 スポーツ庁</p> <p>第一款 特別な職（第八十三条・第八十四条）</p> <p>第二款 内部部局（第八十五条―第九十一条）</p> <p>第三款 審議会等（第九十二条）</p> <p>第二節 文化庁</p> <p>第一款 特別な職（第九十三条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 秘書官（第一条）</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等（第二条―第 十一条）</p> <p>第二款 特別な職の設置等（第十二条―第十五条）</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 大臣官房（第十六条―第二十五条）</p> <p>第二目 生涯学習政策局（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第三目 初等中等教育局（第三十三条―第四十三条）</p> <p>第四目 高等教育局（第四十四条―第五十三条）</p> <p>第五目 科学技術・学術政策局（第五十四条―第六十条）</p> <p>第六目 研究振興局（第六十一条―第六十九条）</p> <p>第七目 研究開発局（第七十条―第七十七条）</p> <p>第八目 スポーツ・青少年局（第七十八条―第八十四条）</p> <p>第三節 審議会等（第八十五条―第八十九条）</p> <p>第四節 施設等機関（第九十条―第九十二条）</p> <p>第二章 文化庁</p> <p>第一節 特別な職（第九十三条）</p> <p>第二節 内部部局</p> <p>第一款 長官官房及び部の設置等（第九十四条―第九十八条）</p> <p>第二款 課の設置等</p> <p>第一目 長官官房（第九十九条―第一百二条）</p> <p>第二目 文化庁（第一百三条―第一百六条）</p>

第二款 内部部局

第一目 長官官房及び部の設置等（第九十四条―第九十八条）

第二目 課の設置等（第九十九条―第一百十一条）

附則

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等

（大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等）

第二条 本省に、大臣官房及び次の六局並びに国際統括官一人を置く。

生涯学習政策局

初等中等教育局

高等教育局

科学技術・学術政策局

研究振興局

研究開発局

（削る）

2 （略）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十五 （略）

二十六 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに科学技術・学術政策局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

二十七・二十八 （略）

二十九 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに他局の所掌に属するものを除く。）。

三十 公立の学校施設の整備のための援助及び補助に関すること（ス

第三目 文化財部（第一百七条―第一百十一条）

附則

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等

（大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等）

第二条 本省に、大臣官房及び次の七局並びに国際統括官一人を置く。

生涯学習政策局

初等中等教育局

高等教育局

科学技術・学術政策局

研究振興局

研究開発局

スポーツ・青少年局

2 （略）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十五 （略）

二十六 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関すること（文化庁並びに科学技術・学術政策局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

二十七・二十八 （略）

二十九 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること（文化庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。

三十 公立の学校施設の整備のための援助及び補助に関すること（ス

ポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。

三十一～四十三 (略)

2 (略)

(生涯学習政策局の所掌事務)

第四条 生涯学習政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五 (略)

六 情報教育(特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する教育に係るものを除く。以下この条及び第二十七条において同じ。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事(高等教育局の所掌に属するものを除く。)

七～十四 (略)

十五 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事(初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。)

十六 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関する事(スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。)

十七 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関する事(スポーツ庁の所掌に属するものを除く。)

十八 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事(スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)

十九 (略)

二十 公立及び私立の図書館(学校図書館を除く。)、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関する事(スポーツ庁の所掌に属するものを除く。)

ポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。

三十一～四十三 (略)

2 (略)

(生涯学習政策局の所掌事務)

第四条 生涯学習政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五 (略)

六 情報教育(特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する教育に係るものを除く。以下この条及び第二十九条において同じ。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事(高等教育局の所掌に属するものを除く。)

七～十四 (略)

十五 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事(他局の所掌に属するものを除く。)

十六 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関する事(高等教育局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)

十七 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関する事(スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)

十八 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事(スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)

十九 (略)

二十 公立及び私立の図書館(学校図書館を除く。)、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関する事(スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)

二十一 公立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助にすること（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）。

二十二 社会教育のための補助にすること。

二十三 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

二十四・二十五（略）

二十六 青少年の健全な育成の推進にすること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

二十七 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案にすること。

二十八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十九 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、情報教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

三十 中央教育審議会の庶務（初等中等教育分科会及び大学分科会に係るものを除く。）に関すること。

三十一〜三十三（略）

（初等中等教育局の所掌事務）

第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告

二十一 公立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助にすること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

二十二 社会教育のための補助にすること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

二十三・二十四（略）

（新設）

（新設）

二十五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（高等教育局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

二十六 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、情報教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（高等教育局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

二十七 中央教育審議会の庶務（初等中等教育分科会、大学分科会及びスポーツ・青少年分科会に係るものを除く。）に関すること。

二十八〜三十（略）

（初等中等教育局の所掌事務）

第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告

に關すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

三（略）

四 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに關する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に關する指導、助言及び勧告に關すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

五（略）

六 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）の振興に關する企画及び立案並びに援助及び助言に關すること（生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

七 初等中等教育のための補助に關すること（生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

八（略）

九 初等中等教育の基準の設定に關すること（スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

十・十一（略）

十二 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。第四十条第二号において同じ。）において使用する教科用図書の無償措置に關すること。

十三（略）

十四 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に關する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に關すること。

十五 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。以下同じ。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に關する共済給付をい

に關すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

三（略）

四 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに關する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に關する指導、助言及び勧告に關すること（文化庁及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

五（略）

六 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）の振興に關する企画及び立案並びに援助及び助言に關すること（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

七 初等中等教育のための補助に關すること（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

八（略）

九 初等中等教育の基準の設定に關すること（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

十・十一（略）

十二 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。第四十一条第二号において同じ。）において使用する教科用図書の無償措置に關すること。

十三（略）

（新設）

（新設）

う。以下同じ。）に關すること（学校における保健教育の基準の設定に關すること及び公立の学校の給食施設の災害復旧に關することを除く。）。

十六 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に關すること。

十七・十八 (略)

十九 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設並びに産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に關すること（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）。

二十 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における通信教育に關すること（生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

二十一・二十二 (略)

二十三 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に關する援助及び助言に關すること（情報教育に係るものを除く。）。

二十四 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

二十五 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

二十六～三十 (略)

（高等教育局の所掌事務）

第六条 高等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

十四・十五 (略)

十六 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設並びに産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に關すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

十七 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における通信教育に關すること（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

十八・十九 (略)

二十 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に關する援助及び助言に關すること（情報教育に係るもの及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

二十一 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

二十二 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

二十三～二十七 (略)

（高等教育局の所掌事務）

第六条 高等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二（略）

三 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

四 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

五〇九（略）

十 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

一〇一〇十三（略）

十四 国立大学（国立大学法人法第二条第二項に規定する国立大学をいう。以下同じ。）における教育及び研究（国立大学附置の研究所及び国立大学の附属図書館におけるものを除く。）に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十五 国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第三条に規定する国立高等専門学校をいう。第四十七条第六号において同じ。）における教育に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

一六〇一十七（略）

十八 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十九 教育関係職員その他の関係者に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校にお

一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

二（略）

三 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

四 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

五〇九（略）

十 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

一〇一〇十三（略）

十四 国立大学（国立大学法人法第二条第二項に規定する国立大学をいう。以下同じ。）における教育及び研究（国立大学附置の研究所及び国立大学の附属図書館におけるものを除く。）に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

十五 国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第三条に規定する国立高等専門学校をいう。第四十七条第六号において同じ。）における教育に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

一六〇一十七（略）

十八 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

十九 教育関係職員その他の関係者に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校にお

ける教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十〇二十二（略）

二十三 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十四二十九（略）

2（略）

（研究振興局の所掌事務）

第八条 研究振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十一（略）

十二 基盤的研究開発に関する事務のうち素粒子科学技術、原子核科学技術、情報科学技術、物質・材料科学技術（物質に関する科学技術であつて材料の創製に資することとなるもの及び材料としての物質に関する科学技術をいう。第六十六条において同じ。）並びにライフサイエンス並びに健康の増進、日常生活の向上及び人命の安全の確保に関する科学技術に係るものに関すること。

十三二十（略）

（削る）

ける教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

二十〇二十二（略）

二十三 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

二十四二十九（略）

2（略）

（研究振興局の所掌事務）

第八条 研究振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十一（略）

十二 基盤的研究開発に関する事務のうち素粒子科学技術、原子核科学技術、情報科学技術、物質・材料科学技術（物質に関する科学技術であつて材料の創製に資することとなるもの及び材料としての物質に関する科学技術をいう。第六十九条において同じ。）並びにライフサイエンス並びに健康の増進、日常生活の向上及び人命の安全の確保に関する科学技術に係るものに関すること。

十三二十（略）

（スポーツ・青少年局の所掌事務）

第十条 スポーツ・青少年局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二 スポーツのための助成に関すること。

三 学校における体育の基準（初等中等教育の教材に係るものを除く。）の設定に関すること。

四 公立及び私立のスポーツ施設及び青少年教育施設の整備（公立の

学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。

五 公立のスポーツ施設及び青少年教育施設の整備（学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）のための補助に関すること。

六 私立学校教育の振興のための学校法人（放送大学学園を除く。）

その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（体育施設の整備に係るものに限る。）に関すること。

七 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。

八 スポーツに関する競技水準の向上に関すること。

九 スポーツ振興投票に関すること。

十 スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

十一 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。以下同じ。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。）に関すること（初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関するものを除く。第八十条第二号において同じ。）。

十三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

十四 青少年教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十五 青少年教育のための補助に関すること。

十六 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に

関すること。

十七 青少年の健全な育成の推進に關すること（内閣府の所掌に屬するものを除く。）。

十八 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に關する基本的な政策の企画及び立案に關すること。

十九 体力の保持及び増進の推進に關すること。

二十 地方公共団体の機關その他の關係機關に対し、スポーツ及び青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十一 教育關係職員、社会教育に關する団体、社会教育指導者、スポーツの指導者その他の關係者に対し、スポーツ及び青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

（国際統括官の職務）

第十一条 国際統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 国際文化交流に關する諸外国との人物交流に關し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること（文化庁の所掌に屬するものを除く。）。

第二款 特別な職の設置等

第十二条 （略）

（次長）

第十三条 科学技術・学術政策局に、次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

第十四条 （略）

（参事官及び技術参事官）

（国際統括官の職務）

第十条 国際統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 国際文化交流に關する諸外国との人物交流に關し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に屬するものを除く。）。

第二款 特別な職の設置等

第十一条 （略）

（削る）

第十二条 （略）

（参事官及び技術参事官）

第十三条 大臣官房に参事官二人を、大臣官房文教施設企画部に技術参事官一人を置く。

2・3 (略)

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房

第十四条～第十八条 (略)

(国際課の所掌事務)

第十九条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに科学技術・学術政策局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

(施設企画課の所掌事務)

第二十条 施設企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに他局及び施設助成課の所掌に属するものを除く。)

四～八 (略)

九 文教施設の防災その他保全に関する指導及び助言に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに他局の所掌に属するものを除く。)

十～十四 (略)

(施設助成課の所掌事務)

第二十一条 施設助成課は、次に掲げる事務(スポーツ庁及び初等中等

第十五条 大臣官房に参事官一人を、大臣官房文教施設企画部に技術参事官一人を置く。

2・3 (略)

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房

第十六条～第二十条 (略)

(国際課の所掌事務)

第二十一条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関すること(文化庁並びに科学技術・学術政策局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

(施設企画課の所掌事務)

第二十二条 施設企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること(文化庁並びに他局及び施設助成課の所掌に属するものを除く。)

四～八 (略)

九 文教施設の防災その他保全に関する指導及び助言に関すること(文化庁及び他局の所掌に属するものを除く。)

十～十四 (略)

(施設助成課の所掌事務)

第二十三条 施設助成課は、次に掲げる事務(スポーツ・青少年局の所

教育局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 公立の学校施設の整備(災害復旧に係るものを除く。次号において同じ。)に関する指導及び助言に関すること。
- 二 公立の学校施設の整備のための援助及び補助に関すること。

第二十二條・第二十三條 (略)

第二目 生涯学習政策局

(生涯学習政策局に置く課等)

第二十四條 生涯学習政策局に、次の六課及び参事官一人を置く。

政策課

生涯学習推進課

情報教育課

社会教育課

青少年教育課

男女共同参画学習課

(政策課の所掌事務)

第二十五條 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 (略)

六 中央教育審議会の庶務(初等中等教育分科会及び大学分科会に係るものを除く。)に関すること。

七・八 (略)

(生涯学習推進課の所掌事務)

第二十六條 生涯学習推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(初等中等教育局及び高等教育局

掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 公立の学校施設の整備(災害復旧に係るものを除く。次号において同じ。)に関する指導及び助言に関すること。
- 二 公立の学校施設の整備のための援助及び補助に関すること。

第二十四條・第二十五條 (略)

第二目 生涯学習政策局

(生涯学習政策局に置く課等)

第二十六條 生涯学習政策局に、次の五課及び参事官一人を置く。

政策課

生涯学習推進課

情報教育課

社会教育課

男女共同参画学習課

(政策課の所掌事務)

第二十七條 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 (略)

六 中央教育審議会の庶務(初等中等教育分科会、大学分科会及びスポーツ・青少年分科会に係るものを除く。)に関すること。

七・八 (略)

(生涯学習推進課の所掌事務)

第二十八條 生涯学習推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(他局及び情報教育課の所掌に属

並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。)

四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること(スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。)

五 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること(スポーツ庁の所掌に属するものを除く。)

六 学校開放に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

七 学校開放のための補助に関すること。

八 (略)

九 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。)

十 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。)

十一 (略)

第二十七条 (略)

(社会教育課の所掌事務)

第二十八条 社会教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する

するものを除く。)

四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること(高等教育局及びスポーツ・青少年局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。)

五 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること(スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)

六 学校開放に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)

七 学校開放のための補助に関すること(スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)

八 (略)

九 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(高等教育局及びスポーツ・青少年局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。)

十 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(高等教育局及びスポーツ・青少年局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。)

十一 (略)

第二十九条 (略)

(社会教育課の所掌事務)

第三十条 社会教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する

ること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二（略）

三 社会教育のための補助に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四 公立及び私立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備に關する指導及び助言に關すること（スポーツ庁並びに青少年教育課及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。

五 公立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に關すること（スポーツ庁並びに青少年教育課及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。

六（略）

七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。

八 教育関係職員、社会教育に關する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。

九（略）

（青少年教育課の所掌事務）

第二十九条 青少年教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年教育の振興に關する企画及び立案並びに援助及び助言に關すること。

二 青少年教育のための補助に關すること。

三 青少年教育に關する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に關すること。

四 公立及び私立の青少年教育施設の整備に關する指導及び助言に關すること。

ること（スポーツ・青少年局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二（略）

三 社会教育のための補助に關すること（スポーツ・青少年局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

四 公立及び私立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備に關する指導及び助言に關すること（スポーツ・青少年局及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。

五 公立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に關すること（スポーツ・青少年局及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。

六（略）

七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ・青少年局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

八 教育関係職員、社会教育に關する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ・青少年局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

九（略）

（新設）

- 五 公立の青少年教育施設の整備のための補助に關すること。
- 六 青少年の健全な育成の推進に關すること（内閣府の所掌に屬するものを除く。）。
- 七 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に關する基本的な政策の企画及び立案に關すること。
- 八 地方公共団体の機關その他の關係機關に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九 教育關係職員、社会教育に關する団体、社会教育指導者その他の關係者に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第三十条・第三十一条（略）

第三目 初等中等教育局

（初等中等教育局に置く課等）

第三十二条 初等中等教育局に、次の十課及び参事官一人を置く。

- 初等中等教育企画課
- 財務課
- 教育課程課
- 児童生徒課
- 幼児教育課
- 特別支援教育課
- 国際教育課
- 教科書課
- 健康教育・食育課
- 教職員課

（初等中等教育企画課の所掌事務）

第三十三条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第三十一条・第三十二条（略）

第三目 初等中等教育局

（初等中等教育局に置く課等）

第三十三条 初等中等教育局に、次の九課及び参事官一人を置く。

- 初等中等教育企画課
- 財務課
- 教育課程課
- 児童生徒課
- 幼児教育課
- 特別支援教育課
- 国際教育課
- 教科書課
- 教職員課

（初等中等教育企画課の所掌事務）

第三十四条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

- 四 地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること(スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。)
- 五 地方公務員である教育関係職員の任免その他の身分取扱い(給与を除く。)に関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに健康教育・食育課及び教職員課の所掌に属するものを除く。)
- 六 初等中等教育の基準の設定に関すること(スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。)
- 七 中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)
- 八 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。)における定時制教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)
- 九 高等学校における通信教育に関すること(生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)
- 十 十二 (略)

(財務課の所掌事務)

第三十四条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 初等中等教育の教材の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。)
- 四 十 (略)

一〇三 (略)

- 四 地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること(文化庁の所掌に属するものを除く。)
- 五 地方公務員である教育関係職員の任免その他の身分取扱い(給与を除く。)に関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること(文化庁並びにスポーツ・青少年局及び教職員課の所掌に属するものを除く。)
- 六 初等中等教育の基準の設定に関すること(生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課の所掌に属するものを除く。)
- 七 中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)
- 八 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。)における定時制教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)
- 九 高等学校における通信教育に関すること(生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)
- 十 十二 (略)

(財務課の所掌事務)

第三十五条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 初等中等教育の教材の基準の設定に関すること(生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。)
- 四 十 (略)

(教育課程課の所掌事務)

第三十五条 教育課程課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 初等中等教育の教育課程に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

二 初等中等教育の教育課程の基準の設定に関すること(スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。)

三 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。)

四 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。)

五・六 (略)

(児童生徒課の所掌事務)

第三十六条 児童生徒課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜六 (略)

七 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興(教育内容に係るものに限る。)に関する援助及び助言に関すること(情報教育に係るもの及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)

八〜十 (略)

(幼児教育課の所掌事務)

第三十七条 幼児教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(教育課程課の所掌事務)

第三十六条 教育課程課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 初等中等教育の教育課程に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

二 初等中等教育の教育課程の基準の設定に関すること(生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに児童生徒課、幼児教育課、特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。)

三 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課の所掌に属するものを除く。)

四 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課の所掌に属するものを除く。)

五・六 (略)

(児童生徒課の所掌事務)

第三十七条 児童生徒課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜六 (略)

七 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興(教育内容に係るものに限る。)に関する援助及び助言に関すること(情報教育に係るもの及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)

八〜十 (略)

(幼児教育課の所掌事務)

第三十八条 幼児教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課、健康教育・食育課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

三 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育のための補助に関すること（特別支援教育課及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

四 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

五 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設の整備に係るものに限る。）に関すること（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）。

六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

（特別支援教育課の所掌事務）

第三十八条 特別支援教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育（以下この条

二 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局並びに特別支援教育課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

三 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育のための補助に関すること（スポーツ・青少年局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

四 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準の設定に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

五 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設の整備に係るものに限る。）に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ・青少年局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ・青少年局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

（特別支援教育課の所掌事務）

第三十九条 特別支援教育課は、次に掲げる事務（第一号及び第三号から第六号までに掲げる事務にあつては、スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育（以下この条

において「特別支援教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(特別支援学校の運営の状況についての評価及びその結果に基づく運営の改善に係るもの並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

三 特別支援教育の基準(学級編制及び教職員定数に係るものを除く。)の設定に関する事(スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)

四 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事(健康教育

・食育課の所掌に属するものを除く。)

五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)

六 教育関係職員その他の関係者に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)

七・八 (略)

第三十九条・第四十条 (略)

(健康教育・食育課の所掌事務)

第四十一条 健康教育・食育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事。

二 学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に関する事(学校における保健教育の基準の設定に関する事、初等中等教育の基準(教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。))の設定に関する事及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関する事(を除く。))。

において「特別支援教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(特別支援学校の運営の状況についての評価及びその結果に基づく運営の改善に係るものを除く。)

二 (略)

三 特別支援教育の基準(学級編制及び教職員定数に係るものを除く。)の設定に関する事。

四 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事。

五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

六 教育関係職員その他の関係者に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七・八 (略)

第四十条・第四十一条 (略)

(新設)

三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関すること。

(参事官の職務)

第四十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に關
すること（生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

(大学振興課の所掌事務)

第四十六条 大学振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げるもののほか、大学における教育の振興に関する企画
及び立案並びに援助及び助言に關すること（初等中等教育局並びに
専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 大学における教育のための補助に關すること（初等中等教育局並
びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 大学における教育の基準の設定に關すること（スポーツ庁並びに
初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するも
のを除く。）。
- 五 (略)
- 六 地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学におけ
る教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ
庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に
属するものを除く。）。

(参事官の職務)

第四十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に關
すること（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに児童生徒課
、特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）。

(大学振興課の所掌事務)

第四十六条 大学振興課は、次に掲げる事務（第二号から第四号まで、
第六号及び第七号に掲げる事務にあつては、スポーツ・青少年局並び
に専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）をつかさ
どる。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げるもののほか、大学における教育の振興に関する企画
及び立案並びに援助及び助言に關すること。
- 三 大学における教育のための補助に關すること。
- 四 大学における教育の基準の設定に關すること。
- 五 (略)
- 六 地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学におけ
る教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

八 (略)

(専門教育課の所掌事務)

第四十七条 専門教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大学における學術の各分野における専門的な学識又は実践的な能力を培うことを目的とする教育（医学、歯学及び薬学に関する教育、医療技術者の養成のための教育並びに社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための教育（次条において「医学等に関する教育」という。）並びに教育職員の養成のための教育を除く。）及び情報教育（以下この条において「専門教育等」と総称する。）の振興（組織及び運営に係るものを除く。）並びに高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育のための補助に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

三 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

四 (略)

五 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校（次条第五号に規定するものを除く。第八号及び第九号において同じ。）における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除

七 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

八 (略)

(専門教育課の所掌事務)

第四十七条 専門教育課は、次に掲げる事務（第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事務にあつては、スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 大学における學術の各分野における専門的な学識又は実践的な能力を培うことを目的とする教育（医学、歯学及び薬学に関する教育、医療技術者の養成のための教育並びに社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための教育（次条において「医学等に関する教育」という。）並びに教育職員の養成のための教育を除く。）及び情報教育（以下この条において「専門教育等」と総称する。）の振興（組織及び運営に係るものを除く。）並びに高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育のための補助に関すること。

三 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること。

四 (略)

五 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校（次条第五号に規定するものを除く。第八号及び第九号において同じ。）における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること。

く。

六 国立高等専門学校における教育に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

七（略）

八 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

九 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十（略）

（国立大学法人支援課の所掌事務）

第五十条 国立大学法人支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立大学における教育及び研究（国立大学附置の研究所及び国立大学の附属図書館におけるものを除く。）に関すること（初等中等教育局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二～四（略）

（私学助成課の所掌事務）

第五十二条 私学助成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所掌に属するものを除く。）。

六 国立高等専門学校における教育に関すること。

七（略）

八 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十（略）

（国立大学法人支援課の所掌事務）

第五十条 国立大学法人支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立大学における教育及び研究（国立大学附置の研究所及び国立大学の附属図書館におけるものを除く。）に関すること（スポーツ・青少年局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二～四（略）

（私学助成課の所掌事務）

第五十二条 私学助成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（他局及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

(削る)

第六目 研究振興局

第六十条～第六十二条 (略)

(削る)

第六十三条・第六十四条 (略)

(削る)

第六十五条・第六十六条 (略)

第七目 研究開発局

第六十七条～第七十四条 (略)

(削る)

(削る)

二 (略)

第六十条 削除

第六目 研究振興局

第六十一条～第六十三条 (略)

第六十四条 削除

第六十五条・第六十六条 (略)

第六十七条 削除

第六十八条・第六十九条 (略)

第七目 研究開発局

第七十条～第七十七条 (略)

第八目 スポーツ・青少年局

(スポーツ・青少年局に置く課等)

第七十八条 スポーツ・青少年局に、次の五課及び参事官二人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)

を置く。

スポーツ・青少年企画課

スポーツ振興課

競技スポーツ課

学校健康教育課

青少年課

(スポーツ・青少年企画課の所掌事務)

第七十九条 スポーツ・青少年企画課は、次に掲げる事務をつかさど

る。

一 スポーツ・青少年局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

(削る)

- 二 スポーツの振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 スポーツのための助成に関すること（スポーツ振興課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 公立及び私立のスポーツ施設の整備（公立の学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。
- 五 公立のスポーツ施設の整備（学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）のための補助に関すること。
- 六 私立学校教育の振興のための学校法人（放送大学学園を除く。）その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（体育施設の整備に係るものに限る。）に関すること。
- 七 スポーツ振興投票に関すること。
- 八 中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の庶務に関すること。
- 九 独立行政法人日本スポーツ振興センターの組織及び運営一般に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、スポーツ・青少年局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(スポーツ振興課の所掌事務)

- 第八十条 スポーツ振興課は、次に掲げる事務（第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務にあつては、競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 一 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
 - 二 スポーツのための補助に関すること。
 - 三 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。
 - 四 スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

(削る)

- 五 体力の保持及び増進の推進に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 七 スポーツの指導者その他の関係者に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(競技スポーツ課の所掌事務)

第八十一条 競技スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 スポーツに関する競技水準の向上に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、国民体育大会その他の国際的又は全国的な競技水準において行われるものに関すること。

(学校健康教育課の所掌事務)

第八十二条 学校健康教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に関すること。
- 三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

(青少年課の所掌事務)

第八十三条 青少年課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 青少年教育のための補助に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

三 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

四 公立及び私立の青少年教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること。

五 公立の青少年教育施設の整備のための補助に関すること。

六 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

七 青少年の健全な育成の推進（内閣府の所掌に属するものを除く。）のために必要な調査及び研究並びに情報及び資料の収集及び提供に関すること。

八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(参事官の職務)

第八十四条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務（第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事務にあつては、競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一 青少年スポーツ（学校における体育を含む。以下この条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二 青少年スポーツのための補助に関すること。

三 学校における体育の基準（初等中等教育の教材に係るものを除く。）の設定に関すること。

四 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業（青少年スポーツに係るものに限る。）に関すること。

五 青少年スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関すること（

第三節 審議会等

第七十五条 (略)

(中央教育審議会)

第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項(第三号に規定するものを除く。)を調査審議すること。

(削る)

(削る)

- 二 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。

三・四 (略)

- 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)、理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)第九條第一項、産業教育振興法(昭和二十六年法律第百二十八号)、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)、学校教育法及び社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の

外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。)
六 青少年の健全な育成の推進に關すること(内閣府及び青少年課の所掌に属するものを除く。)

七 青少年の体力の保持及び増進の推進に關すること。

八 地方公共団体の機関その他の關係機關に対し、青少年スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九 教育關係職員、スポーツの指導者その他の關係者に対し、青少年スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第三節 審議会等

第八十五条 (略)

(中央教育審議会)

第八十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣の諮問に應じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項(第三号に規定するものを除く。)

ロ スポーツの振興に關する重要事項

- 二 前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。

三・四 (略)

- 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)、理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)第九條第一項、産業教育振興法(昭和二十六年法律第百二十八号)、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)、学校教育法、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)、ス

規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

六 (略)

2 (略)

第七十七条〜第七十九条 (略)

第四節 施設等機関

第八十条〜第八十二条 (略)

(削る)

第二章 外局

第一節 スポーツ庁

第一款 特別な職

(次長)

第八十三条 スポーツ庁に、次長一人を置く。

(審議官)

第八十四条 スポーツ庁に、審議官一人を置く。

2 審議官は、命を受けて、スポーツ庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第二款 内部部局

(課及び参事官の設置)

第八十五条 スポーツ庁に、次の五課及び参事官二人を置く。

政策課

ポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

六 (略)

2 (略)

第八十七条〜第八十九条 (略)

第四節 施設等機関

第九十条〜第九十二条 (略)

第二章 文化庁

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

健康スポーツ課

競技スポーツ課

国際課

オリンピック・パラリンピック課

(政策課の所掌事務)

第八十六条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 スポーツ庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 スポーツ庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 三 表彰及び儀式に関すること。
- 四 機密に関すること。
- 五 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 七 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 八 スポーツ庁の保有する情報の公開に関すること。
- 九 スポーツ庁の保有する個人情報に関すること。
- 十 スポーツ庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 十一 広報に関すること。
- 十二 スポーツ庁の機構及び定員に関すること。
- 十三 スポーツ庁の事務能率の増進に関すること。
- 十四 スポーツ庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- 十五 スポーツ庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十六 スポーツ庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十七 スポーツ庁の職員に貸与する宿舍に関すること。
- 十八 庁内の管理に関すること。
- 十九 スポーツ庁の行政の考査に関すること。
- 二十 スポーツ庁に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関

(新設)

すること。

二十一 スポーツに関する関係行政機関の事務の調整にすること。

二十二 スポーツの振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二十三 学校における体育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言にすること。

二十四 学校における体育及び保健教育の基準の設定にすること。

二十五 全国的な規模において行われるスポーツ事業（学校における体育に係るものに限る。）にすること。

二十六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における体育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十七 教育関係職員その他の関係者に対し、学校における体育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十八 スポーツのための助成にすること（健康スポーツ課、競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二十九 スポーツ振興投票にすること。

三十 スポーツ庁の情報システムの整備及び管理にすること。

三十一 スポーツ審議会の庶務にすること。

三十二 独立行政法人日本スポーツ振興センターの組織及び運営一般にすること。

三十三 前各号に掲げるもののほか、スポーツ庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（健康スポーツ課の所掌事務）

第八十七条 健康スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 スポーツ（学校における体育を除く。次号、第五号及び第六号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（競技スポーツ課、オリンピック・パラリンピック課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

- 二 スポーツのための補助に關すること（競技スポーツ課及び参事官の所掌に屬するものを除く。）。
- 三 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機會の確保に關すること。
- 四 全国的な規模において行われるスポーツ事業に關すること（政策課、競技スポーツ課及び参事官の所掌に屬するものを除く。）。
- 五 地方公共団体の機關その他の關係機關に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（競技スポーツ課の所掌に屬するものを除く。）。
- 六 スポーツの指導者その他の關係者に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（競技スポーツ課の所掌に屬するものを除く。）。

（競技スポーツ課の所掌事務）

第八十八条 競技スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 スポーツに關する競技水準の向上に關すること（国際課及び参事官の所掌に屬するものを除く。）。
- 二 全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、国民体育大会その他の全国的な競技水準において行われるものに関すること（参事官の所掌に屬するものを除く。）。

（国際課の所掌事務）

第八十九条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に關すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 二 スポーツ庁の所掌事務に係る国際協力に關すること。
- 三 国際的な規模において行われるスポーツ事業に關すること（オリンピック・パラリンピック課及び参事官の所掌に屬するものを除く。）。

（新設）

（新設）

四 スポーツにおけるドーピングの防止活動の促進に関すること。

(オリンピック・パラリンピック課の所掌事務)

第九十条 オリンピック・パラリンピック課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関すること。
- 二 オリンピック運動及びパラリンピック運動に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

(参事官の職務)

第九十一条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
 - イ 地域の振興に資する見地からのスポーツの振興
 - ロ スポーツの振興に寄与する人材の育成(学校における体育に係るものを除く。)及びスポーツ団体の事業の適正かつ円滑な実施(民間事業者との連携を含む。)の促進
- 二 スポーツのための補助(前号イ及びロに掲げる事項に係るものに限る。)に関すること。
- 三 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、プロ野球、プロサッカーその他の専ら公衆の観覧に供するために行われるものに関すること。
- 四 公立及び私立のスポーツ施設の整備(公立の学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。)に関する指導及び助言に関すること。
- 五 公立のスポーツ施設の整備(学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。)のための補助に関すること。
- 六 私立学校教育の振興のための学校法人(放送大学学園を除く。)その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助

(新設)

(新設)

成（体育施設の整備に係るものに限る。）に関すること。

第三款 審議会等

（スポーツ審議会）

第九十二条 スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

2| スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一| スポーツ庁長官の諮問に応じてスポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議すること。

二| 前号に規定する重要事項に関し、スポーツ庁長官に意見を述べること。

三| スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興

投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条

第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年

法律第六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属

させられた事項を処理すること。

3| 前項に定めるもののほか、スポーツ審議会に関し必要な事項については、スポーツ審議会令（平成二十七年政令第三百二十九号）の定めるところによる。

（削る）

第二節 文化庁

第一款 特別な職

第九十三条 （略）

（削る）

（削る）

第二款 内部部局

第一目 長官官房及び部の設置等

第九十四条〜第九十八条 （略）

（新設）

（新設）

第一節 特別な職

（新設）

（新設）

第九十三条 （略）

第二節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等

（新設）

（新設）

第九十四条〜第九十八条 （略）

(削る)
(削る)

第二目 課の設置等

第九十九条～第二百二条 (略)

(削る)

第二百三条～第二百六条 (略)

(削る)

第二百七条～第二百十一条 (略)

附則

(初等中等教育局初等中等教育企画課の所掌事務の特例)

3 初等中等教育局初等中等教育企画課は、第三十三号各号に掲げる事務のほか、当分の間、前項第三号に掲げる事務をつかさどる。

(初等中等教育局教育課程課の所掌事務の特例)

4 初等中等教育局教育課程課は、第三十五号各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第四号に掲げる事務をつかさどる。

(初等中等教育局児童生徒課の所掌事務の特例)

5 初等中等教育局児童生徒課は、第三十六号各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。

(初等中等教育局特別支援教育課の所掌事務の特例)

6 初等中等教育局特別支援教育課は、第三十八号各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

(研究開発局参事官の設置期間の特例)

第二款 課の設置等

第一目 長官官房

(新設)

第九十九条～第二百二条 (略)

第二目 文化部

第二百三条～第二百六条 (略)

第三目 文化財部

第二百七条～第二百十一条 (略)

附則

(初等中等教育局初等中等教育企画課の所掌事務の特例)

3 初等中等教育局初等中等教育企画課は、第三十四号各号に掲げる事務のほか、当分の間、前項第三号に掲げる事務をつかさどる。

(初等中等教育局教育課程課の所掌事務の特例)

4 初等中等教育局教育課程課は、第三十六号各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第四号に掲げる事務をつかさどる。

(初等中等教育局児童生徒課の所掌事務の特例)

5 初等中等教育局児童生徒課は、第三十七号各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。

(初等中等教育局特別支援教育課の所掌事務の特例)

6 初等中等教育局特別支援教育課は、第三十九号各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

(研究開発局参事官の設置期間の特例)

7 第六十七条の参事官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

8 | (スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課の設置期間の特例)
| スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課は、平成三十三年三月
| 三十一日まで置かれるものとする。

7 第七十条の参事官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

(新設)

○ 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
<p>第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。</p>					
区分	定員	備考	区分	定員	備考
(略)			(略)		
内閣府	一三、八四五人	うち、四八人は、特別職の職員とする。	内閣府	一三、八四八人	うち、四八人は、特別職の職員とする。
(略)			(略)		
外務省	五、八六二人	うち、一五九人は、特別職の職員とする。	外務省	五、八六六人	うち、一五九人は、特別職の職員とする。
(略)			(略)		
文部科学省	二、一一八人	うち、一人は、特別職の職員とする。	文部科学省	二、〇八八人	うち、一人は、特別職の職員とする。
厚生労働省	三二、七八〇人	うち、一人は、特別職の職員とする。	厚生労働省	三二、七八三人	うち、一人は、特別職の職員とする。
農林水産省	二二、〇〇一人	うち、一人は、特別職の職員とする。	農林水産省	二二、〇〇五人	うち、一人は、特別職の職員とする。
経済産業省	八、〇一八人	うち、一人は、特別職の職員とする。	経済産業省	八、〇二二人	うち、一人は、特別職の職員とする。
国土交通省	五八、八一五人	うち、一人は、特別職の職員とする。	国土交通省	五八、八二〇人	うち、一人は、特別職の職員とする。

2・3 (略)	合計	(略)	環境省
	二九六、三一六人		二、九二〇人
			うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。

2・3 (略)	合計	(略)	環境省
	二九六、三〇九人		二、九二二人
			うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 消防庁 法務省 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 観光庁 気象庁</p>	<p>別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 消防庁 法務省 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 観光庁 気象庁</p>

海上保安庁
環境省
原子力規制委員会
防衛省

海上保安庁
環境省
原子力規制委員会
防衛省

○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第四条 法第三十一条第三項の審議会等で政令で定めるものは、<u>スポーツ審議会</u>とする。</p>	<p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第四条 法第三十一条第三項の審議会等で政令で定めるものは、<u>中央教育審議会</u>とする。</p>

○ スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）<u>第九</u>条第二項の審議会等で政令で定めるものは、<u>スポーツ審議会</u>とする。</p>	<p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）<u>第九</u>条第二項の審議会等で政令で定めるものは、<u>中央教育審議会</u>とする。</p>

○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 スポーツ庁</p> <p>十四～二十七（略）</p>	<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十三～二十六（略）</p>

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 スポーツ庁</p> <p>十五 三十 （略）</p>	<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十四 二十九 （略）</p>

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、スポーツ庁政策課において処理する。</p> <p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第十四条 法第二十一条第二項の審議会等で政令で定めるものは、スポーツ審議会とする。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課において処理する。</p> <p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第十四条 法第二十一条第二項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。</p>

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第一（第五条関係）			別表第一（第五条関係）		
(略)	文部科学省	(略)	(略)	文部科学省	(略)
(略)	日本学士院 スポーツ庁 文化庁（日本芸術院を除く。） 文化庁日本芸術院	(略)	(略)	日本学士院 文化庁（日本芸術院を除く。） 文化庁日本芸術院	(略)

○ 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長）</p> <p>第三条 法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第二条第一号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）<u>、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長</u></p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長）</p> <p>第三条 法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第二条第一号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）<u>、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長</u></p> <p>二・三 （略）</p>

改正後		改正前	
<p>初等中等教育分科会</p>	<p>（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>名称 （略）</p>	<p>名称 （略）</p>
		<p>所掌事務</p>	<p>所掌事務</p>
<p>生涯学習分科会</p>	<p>一 （略） 二 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。 三 （略） 四 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>生涯学習分科会</p>	<p>一 （略） 二 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議すること（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。） 三 （略） 四 （新設） 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）を処理すること。</p>
<p>初等中等教育分科会</p>	<p>一 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をい</p>	<p>初等中等教育分科会</p>	<p>一 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をい</p>

	<p>う。次号において同じ。)の振興に関する重要事項を調査審議すること(生涯学習分科会の所掌に属するものを除く)。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 学校保健(学校における保健教育及び保健管理をいう。)、学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)及び学校給食に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>四～六 (略)</p>
<p>大学分科会</p>	<p>一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二・三 (略)</p>

(削る)

	<p>う。次号において同じ。)の振興に関する重要事項を調査審議すること(生涯学習分科会及びスポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く)。</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三～五 (略)</p>
<p>大学分科会</p>	<p>一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること(スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く)。</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>スポーツ・青少年分科会</p>	<p>一 学校保健(学校における保健教育及び保健管理をいう。)、学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)及び学校給食に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 青少年教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>三 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>四 体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>五 スポーツの振興に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>六 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十</p>

2 6 (略)

(幹事)

第七条 (略)

2 (略)

3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第五条第一項の表生涯学習分科会の項下欄の第一号に掲げる重要事項及び第五号に掲げる事項（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項に限る。）について、委員を補佐する。

4 (略)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、文部科学省生涯学習政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において処理する。

2 6 (略)

(幹事)

第七条 (略)

2 (略)

3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第五条第一項の表生涯学習分科会の項下欄の第一号に掲げる重要事項及び第四号に掲げる事項（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項に限る。）について、委員を補佐する。

4 (略)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、文部科学省生涯学習政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において、スポーツ・青少年分科会に係るものについては文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課において処理する。

八号)、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項(青少年教育に係るものに限る。)を処理すること。